

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和3年3月17日（第10日目）

議 長（高橋拓生君）

おはようございます。

ただいまから令和3年平泉町議会定例会3月会議10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された追加議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、請願第1号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書及び日程第2、陳情第1号、国立病院の機能強化を求める陳情書を一括議題とします。

この請願及び陳情について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

4番、氷室裕史です。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、氷室裕史。

請願・陳情審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号、請願1号、付託年月日、令和3年3月8日、件名、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書。

審査の結果、不採択とすべきもの。

委員会の意見、国民の命と健康を守る上で必要な感染症対策は、医療面だけではなく社会経済活動を維持するという相反する課題の両立が求められるものである。医師数を増やすとしたことに対しては、新型コロナウイルス感染症対策とは別に、医師が偏在していることへの解消に向けた取組をしているものである。一日も早い収束を願うものであることは、国も国民も同じであり、政府も不休の対策を実施しているものであり、今は新型コロナウイルス感染症対策の成果と効果が確実に得られているものとする。請願項目の医師数の問題や保健所の増設、検疫体制の強化については、収束状況を見ながら今回の対策の検証を行い、改めて取り組む課題であるとする。また、公立・公的病院の統合再編や社会保障に係る負担額軽減については、別途に検証を要する課題であることから、本請願を採択するまでには至らないものとし、不採択とするものである。

続きまして、陳情1号、付託年月日、令和3年3月8日、件名、国立病院の機能強化を求める陳情書。

審査の結果、採択すべきものとなりましたことを報告いたします。

議長（高橋拓生君）

以上で、総務教民常任委員長の説明を終わります。

請願第1号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書について、質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

ただいま総務教民常任委員長からあった請願審査結果についてお伺いします。

委員会の意見として、国民の命と健康を守る上で必要な感染症対策は、医療面だけでなく社会経済活動を維持するという相反する課題の両立が求められるものである。このように意見が出されております。まさにこの相反する課題の両立という点から言えば、医療面の体制、対応力というのをしっかりとつくるということが望まれているというふうに思います。そうした万全な事態をつくり出すことは、逆に社会経済活動維持の早急な環境をつくる、このように私は考えますし、そのためにも国民の命と健康を守る上で、この請願の趣旨に応えるべきだというふうに私は思うのですが、委員会における審査経過についてまずお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

まず、意見にありますように、国民の命と健康を守る上で必要な感染症対策、医療面だけではなく、社会活動を維持するという、この医療面、もちろん、今この新型コロナウイルス感染症、これの早期収束のために、医療面の活動をももちろんしっかりするべきであると、そういう意見が出まして、もちろん、この社会経済活動を維持する、これはやはり、今は私見を述べる立場ではありませんので、社会経済活動を維持する、これは実は医療面、例えば、医療面の例えば自粛ですね、主に自粛等するということは、社会経済活動の維持、それにはつながらないということにな

ります。そういった意見のほうが出ております。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

3点お伺いします。

医療面の逼迫を解消すべきだという議論がされたということですが、であるならばなぜこのような意見になったのかということと、医療面の自粛ということが今、委員長から言われましたが、それは逆にですね、この社会経済体制を維持するという相反する課題の両立を、むしろ委員会審議の中では否定をしたのではないのでしょうか。私はそのように受け取れますから、まずこの2点をお伺いします。

その上でですね、今、委員長もちょっと触れましたけれども、次の段落の中に、一日も早い収束を願うものであることは、国も国民も同じだと。そして、新型コロナウイルス感染症対策の成果と効果が確実に得られていると、このように結論づけているわけですが、果たして本当に対策の成果と効果が確実に得られているのでしょうか。今、国内で3種類の変異株とか変異型ウイルスと言われていますが、そういうものが報告をされて、そして感染力も従来のウイルスより高いと言われ、なおかつこの変異型ウイルスで国内で死者も出たわけですよ。こういう状況の中にあつて、次からが質問なのですが、一日も早い収束を願うということは、請願者の願意もまさにここにあるわけです。そして、審査した委員会の意見の中にもこのことが述べられている。だとすれば、請願者の願意に応えるためには、採択することが必要だというふうに思うのですが、3点お答え願いたい。

議長（高橋拓生君）

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

まず、1点目のほうが、先ほど私のほうで医療面の自粛という言葉を使ったようですが、これは申し訳ありません、社会経済活動の自粛という表現です。申し訳ありません。

もう1点が、医療の逼迫を解消すべきという意見がございましたが、まさにそういった意見のほうも委員会のほうの審査のほうで出ております。

3つ目のほうが、すみません、3つ目のほうもう一度お願いします。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

この委員会の意見を読みますと、第1の段落、そして第3の段落で述べてあることは、まさに請願者が願意としてこの議会に求めていることなのです。そのことを委員会の意見も認めておきながら、採択しないというのはどのような理由からかということをお聞きしたわけです。

議長（高橋拓生君）

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

3つ目のほうは、委員長報告の質疑、審査の経過と結果に限られるもので、そこは答えかねます。

議長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

委員長の今の発言は、聞き取れなかったし理解できなかったもので、もう一度議長、お取り計らいをお願いします。

最後ですから伺いますがね、最後の段落でこのように述べています。収束状況を見ながら、今回の対策の検証を行い、対策の検証を行いますよ、改めて取り組む課題であるとする、このように委員会の意見は述べている。一体誰が検証されるのですか。この今、国が進めているものについて。まずこのことと、次にお伺いしたいのは、改めて取り組む課題であるとするということであれば、請願の審査結果の扱いとして、継続審査という取扱いもできるわけです。だとすれば、継続審査の必要性を示唆したこの委員会の意見だというふうに思いますが、なぜ委員会として継続審査という扱いをしなかったのか、2点、先ほどの答弁理解できない点と合わせて3点お聞きします。

議長（高橋拓生君）

4 番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

まず1点目のところが、今のこの質疑は、審査の結果、そして経過と結果に対するものに限られるということで、答えかねます。

もう1点が、収束状況を見ながら今回の対策の検証を行い、この検証を行うのは当然、国でございませぬ。

3つ目の、継続審査という意見は、これは委員会のほうでは出ませんでした、そういう意見は。以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかに質疑ございませんか。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

6 番、三枚山光裕でございます。

まず第1に、4つあるわけですがけれども、この意見の中身というのは、まず1つは、相反するという問題についてです。私は相反するかどうかというような単純な問題ではないと思うのです。やはり早期の収束ということがほかの地域、ほかの国ですね、早く抑え込んで経済活動を活発にさせたところもあるわけですが、そういった議論はなかったのかということが1つ。

それから、2番目に医師の偏在問題があります。実は私、前の委員会は総務教民常任委員会で、同じような請願が出て採択になった経過がある、そのときに医師の偏在問題、議論になりました。

そもそも医師の偏在というのは、診療科の偏在、小児科とか産婦人科が少なくという、内科が多いとか、あるいは地域の問題、岩手は偏在では一番医師数が少ないと言われてきました。そういったことなのですが、実は今回の医療の危機、医療の崩壊とか心配されたわけですが、それは都市部でとりわけ言われたのです。そういう点で、どうもこの意見というのはじっくりいかなかったわけです、私としては。その辺はどういった議論だったのか伺いたい。

それから、高橋伸二議員も聞いたわけですが、ちょっと違うので、別途検証するとかいろいろあって、国民負担を求めたことがあります、最後のところに。それで、いわゆる財政面とかというのは、国のほう、請願者は請願されて議会として意見書を出すわけですが、そこまで財政面まで付度する必要があるのかということで、要は出された請願を受けたところ、国なりが財政面とかいろいろなことを政策で考慮して政策的に決定していくわけですから、やはりこういった請願者の意思を尊重するというのが当議会は大事であって、その辺はどういう議論をされたのか伺います。

議長（高橋拓生君）

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

まず1つ目の質問に関して、その点に関しての議論はありませんでした。

2点目のほうの医師の偏在に関しまして、この今、三枚山光裕議員が診療科の偏在ではないかという意見がありましたが、またそういった意見は出ておりません。単に医師が偏在しているという意見が委員会のほうでは出ております。

議長（高橋拓生君）

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

すみません、3つ目のほうをもう一度お願いします。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

4つ目なのですが、この意見の中の最後の段落です。いわゆる国民負担の軽減を求めたことにも関わります。それで、財政問題というかに関わる問題でもあるのですよ。そういった点で、付度してこういったことは後回しにしたのかというふうにも私も思ったわけでありまして。だけれども、本来財政問題というのはもう全く関係ないというか、要は意見書なりを国が受けたら、それを財政面とかいろいろ考慮して政策的に判断してやるやらないと決めるわけですから、そういった点で、この辺のところ負担軽減についてちゃんと議論したのかなということですよ。

議長（高橋拓生君）

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

この請願項目の、恐らくこの5番目の社会保障に関わる国民負担軽減を図ることということに

関してですけれども、委員会のほうではこちらのほうに関しましては、また委員会報告、意見のほうでありますけれども、これは別途取り組む。なぜかという、なかなか新型コロナウイルス感染症、こちらに関わってくるような内容というふうには、委員会のほうでは意見は出ませんでしたので、今回こういう意見のほうになりました。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

委員長報告は不採択ですので、まず原案に賛成の発言を許します。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

5番、阿部圭二です。

それでは、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書について、賛成の立場で討論します。

請願は、第1に、医療・介護・福祉に十分な財源確保を求めたものです。昨年11月、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会の3病院団体の合同アンケート調査の結果、病院の半数以上が赤字経営に陥り、苦境に直面していることが明らかとなりました。2019年7月は38.2%が赤字、2020年7月は53.8%が赤字となり、経営が悪化しています。介護の現場は、2000年の介護保険制度開始以来、6回中4回はマイナス改定でした。2015年の改定で過去最大の実質4.48%を引き下げられ、介護事業所の倒産件数が急増し、2016年から2020年の5年連続で100件を超えています。加えて、コロナによる対応が介護現場の経営悪化につながっています。

請願は、第2に、公立公的病院の統合再編計画などを見直し、医療体制の充実を求めています。国が統合再編を求めている全国424病院の中には、県内でも盛岡市立病院、総合水沢病院など、感染指定病院も含まれています。新型コロナの感染拡大で入院できず自宅待機で命を落とした方も多くいました。424病院統合再編は、医療体制を後退させるものです。統合再編でなく、医療体制の強化充実こそ必要です。

請願は、第3に、医師、看護師、医療技術職、介護職の増員を求めています。岩手県は医師数が全国一少ない地域となっています。全国的に病床があっても感染症専門医や訓練された医療スタッフが少ないのです。そもそも、医療スタッフ、介護現場も恒常的に人手不足なのです。

請願は、第4に、保健所の増設、保健師の増員や研究、検査、検疫体制の強化拡充を求めています。1994年の保健所法の改正で、1992年に852か所あった保健所は2次医療圏単位となったことで469か所と半分近くに減りました。両磐医療圏では大東保健所が廃止されたのです。

請願は、第5に、社会保障の国民負担の軽減を求めています。国民が負担する介護保険料は、2000年は全国平均2,911円だったものが、2020年には6,771円になり、2025年には8,165円になる

と言われ、75歳以上の医療費は1割から2割負担になります。厚生労働省国民生活基礎調査では、日本の世帯所得は20年間で20%減少したといっています。年金も減り続けています。

以上のことから、本請願は採択すべきものです。議員各位の賛同を求めて賛成討論といたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

原案に対して反対の発言を許します。

（発言する声あり）

議長（高橋拓生君）

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

3番、猪岡須夫であります。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書であります。

私は、この請願に賛成いたします。

私は、この町で生まれ育ちました。すばらしさを語るため、そしてまたその地域課題を語るためにここに参りました。

この請願は、私を、私の家族を、私の友人たちを、この町の人々を、県民を、国民を医療の場で支えてくださっている方々の訴えであります。過酷で疲弊しているとの訴えであります。改善してほしいとの訴えであります。同意します。

同様に、医療の場だけでなく、社会福祉や教育や私どものもろもろの暮らしを支えてくださっている方々の日々のご努力への敬意と尊崇の念をもって、その敬意と尊崇の念を根拠として、主義主張を超え、言葉、言語を超え、等しく同意し、この請願に賛成いたします。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

6番、三枚山光裕です。

私は、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願に賛成の立場か

ら討論いたします。

総務教民常任委員会の報告では、国民の命と健康を守る上で必要な感染対策、そのことと、経済活動について、相反するという言葉を使っておりました。現状は相反する課題の両立と見えるかもしれません。しかし、しっかりと感染を抑え込めば経済活動は行えます。台湾やニュージーランドは早期に収束させ、経済活動は活発で、経済はプラスに転じています。単純に相反すると言えるものではないと私は思いますけれども、仮に相反するとしても、抑え込むことが優先されます。そのことが早期の経済活動の再開に有効だからであります。

また、医師数を増やすことに対して、医師の偏在問題も含めて委員会の報告がありました。偏在が解消するまで待てということになるのではないかと思います。

そもそも偏在は、診療科の偏りと医師が都市部に多く地方に少ないというところにあると思います。ところが、新型コロナウイルスの感染拡大によって、医師の多い都会で医療崩壊の危機が叫ばれ、感染症対策の医師や看護師など医療スタッフ、あるいは病院の不足が明らかとなっているのであって、根本的に医師の数が少ない、政策的には医師の数を抑えてきた問題があったのであります。

国民も国も早期の収束を願っているというところについてでありますけれども、本当に感染の成果と効果が確実に得られているのかという点についてであります。仮に成果と効果があるとなれば、これは国民の努力、そして当町平泉においても、青木町長や担当課職員が一丸となって感染症対策を講じてきました。ですから、今のところ感染者は確認されていないのであります。こうした国民、自治体、この努力によって感染は抑えられている、そういう点では効果が出ているものであります。

今回の請願は、もちろん感染症の防止予防でもありますけれども、感染症対策全般ではなく、医療分野の問題です。一時の医療崩壊の危機というのを免れたという点では、対策の効果というよりは、医療機関のそれこそ不眠不休の奮闘と努力によるものだと思います。

新型コロナ患者を受け入れれば受け入れるほど病院は赤字となり、受入病院でない一般病院も、通常の疾病、病気の受診、治療を控えることで赤字に陥っているのです。だからこそ、医療現場への財政支援が求められているのであって、その声は医療現場の声でもあります。

医師数、保健所等の増設の問題についてでありますけれども、収束を見ながらと言いますけれども、収束が見えていない現状です。先ほどの質疑の中でもありました、第4波の懸念、変異種の問題、死者も明らかとなりました。収束後ではなく今必要であり、それぞれの現場で働く当事者が求めていることでもあります。感染確認者も下げ止まりという一定の落ち着きが現在あるとすれば、この言わば余裕のある今こそ強化すべき課題だと思います。

国公立、公的病院の統合再編のことについてですけれども、新型コロナ患者の受入れ、政府は民間病院医療機関にも求めました。しかし、財政面、感染症への対策ができる体制も含め、受入れが広がりません。だから、受入れは公的病院が担っているのであります。そこに公的病院の役割もあると思います。

厚生労働省が求める数年来の公的病院の統合再編は、新型コロナの拡大によって、感染症対策

の充実こそが必要だと既に明らかとなったと思います。既に検証済みだということです。統合再編は現在だけでなく、数年ごとに起きる新型のウイルスへの体制をさらに弱めてしまうことになります。

また、社会保障に対する負担については、この間の社会保障関係の国民負担の増加の一途の中で、負担軽減を求めることは当然ですし、今回の請願は医療現場からの声でありますけれども、医療者自らのことだけでなく、国民の負担にも関わることに請願者は心を寄せたのであると思うのであります。

先ほど質疑でも若干述べました。不採択とすべき理由に、国の財政事情を考慮して付度し検証を要すると考えたかは明らかにされていませんけれども、当議会が請願の採択または不採択を判断する上で、また当議会として意見書を提出する場合、国の財政を付度する必要はないのではないかと。国に意見書が提出された場合、国自身が財政面も考慮し検討して政策判断するものだと思うからです。

以上の点から、請願は採択すべきものと思います。

この総務教民常任委員会での不採択を聞き、率直に驚きました。誤謬の謬論という言葉思い出しました。誤謬、「誤」も「謬」もどちらも漢字も誤り、間違い、間違いという意味であります。総務教民常任委員会の議論の中には、付託され日数が少なかったこと、今日は10日目であります。そういった中で十分な調査ができなかったのかもしれませんが。しかし今日は本会議で、改めてこの請願に対する態度を示すことができます。謬論、すなわち間違った論証の結果、間違った結論を導き出すことは間違いだと私は思います。議員各位の賛成を求め、この請願が採択されることを願って討論いたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

原案について採決します。

請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（高橋拓生君）

起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択にすることに決定いたしました。

陳情第1号、国立病院の機能強化を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

議長(高橋拓生君)

日程第3、議案第3号、平泉町議会議員及び平泉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長(菅原幹成君)

それでは、議案書1ページ、議案第3号、平泉町議会議員及び平泉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の補足説明をさせていただきます。

第1条では、本条例の趣旨についてでありまして、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、平泉町議会議員及び平泉町長の選挙における自動車の使用、ビラ及びポスターの作成など、選挙運動の公費負担に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

第2条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担についてでありまして、候補者は6万4,500円に届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で公費負担ができることを定めるとともに、当該候補者に係る供託金が公職選挙法第93条第1項の規定により平泉町に帰属することとならない場合に限ることとしようとするものでございます。

第3条では、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出についてでありまして、前条の規定の提供を受けようとする者は、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者及びその他の者との間において選挙運動用自動車の使用に関し、有償契約を締結し、平泉町選挙管理委員会に届けなければならないとしようとするものでございます。

第4条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続について、裏面のページになります、2ページ、第5条では、選挙運動用自動車の使用の契約の指定について、第6条では選挙運動用ビラの作成の公費負担について、第7条では選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出に

ついて、第8条では選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続について、2ページ裏でございます、第9条では選挙運動用ポスターの作成の公費負担について、第10条では選挙運動用ポスター作成の契約締結の届出について、第11条では選挙運動用ポスター作成の公費負担額及び支払手続について、それぞれ定めようとするものでございます。

第12条では委任についてであります、この条例の施行に関し必要な事項は、平泉町選挙管理委員会が定めるとしようとするものでございます。

附則としまして、施行期日1、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。適用区分に、この条例はこの条例の公布の日以後、その期日を告示される選挙について適用しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第4、議案第4号、平泉町総合発展計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書4ページをお開き願います。

議案第4号、平泉町総合発展計画審議会条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、令和3年度からスタートする第6次平泉町総合計画との整合性を図るため、条例の名称を平泉町総合計画審議会条例に改正するとともに、実情に合わせて文言を整理するために改正しようとするものです。

議案第4号参考資料をお開き願います。

新旧対照表によりまして改正の内容についてご説明いたします。

第1条では、審議会の設置について、計画の策定及び推進に関する重要事項について審議する目的をより明記し、第6次平泉町総合計画との整合性を図るため、審議会の名称を平泉町総合計画審議会と変更するものです。

第2条では、審議会の所掌について、総合計画の策定、施策等の取組状況及び成果の検証に関することを明記し、基本構想、基本計画、実施計画等の策定及び総合計画の進捗管理としての政策評価等について審議することを明記するものです。

第3条第1項では、審議会の組織について、実情に合わせて委員の数の変更及び文言の整理を行い、同条第2項では委員の任期について、再任に関する事項を明記するものです。

なお、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第5、議案第5号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案書 5 ページをお開きください。

議案第 5 号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

改正の理由でございますが、今回の改正は新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るものでございます。

お手元に配付されております平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

それでは、2 ページをお開き願います。

附則第 3 条についてですが、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたため、引用する新型コロナウイルス感染症の定義について規定に合わせて改正するため、現行の「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を、改正後の「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第 5 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第 6、議案第 6 号、平泉町屋外広告物条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書 6 ページをお開きください。

議案第 6 号、平泉町屋外広告物条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

概要でございます。

近年、全国的に、適切に管理されていない屋外広告物が老朽化等により倒壊、落下する事故が発生しており、その安全性の確保が課題となっております。このような状況から、岩手県では屋外広告物条例の一部を改正し、管理義務等を定め、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。これに伴い、当町の屋外広告物につきましても、一層の安全確保を図るため、屋外広告物を表示する者等の管理義務等について条例で定めるため、本議会に提案するところでございます。

参考資料の 3 ページ、議案第 6 号参考資料、平泉町屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

改正後の第 13 条の 2 に、広告物を表示する者等の管理義務について、第 13 条の 3 に、広告物を表示する者等が行う点検について、今回定めようとするものでございます。

また、現行の第 24 条の下線部、「（昭和 25 年法律第 202 号）」は、改正後の第 13 条の 3 第 2 項に「建築士法」に続き表示されることから、改正後においては第 24 条から削除するものでございます。

なお、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第 6 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 49 分

再開 午前 11 時 03 分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第7、議案第7号、第6次平泉町総合計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書7ページをお開きください。

議案第7号、第6次平泉町総合計画の策定に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

第6次平泉町総合計画は、現行計画である新平泉町総合計画が今年度で終了することから、新たな長期的展望に立った計画として、令和3年度から令和12年度の10年間を期間とする基本構想と、令和3年度から令和7年度の5年間を期間とする前期基本計画で構成する計画を策定しようとするもので、地方自治法第96条第2項及び平泉町議会基本条例第10条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

それでは、計画の内容についてご説明いたします。

議案第7号別冊をお開き願います。

2ページです。

初めに、この計画策定の目的等です。

平成23年度に新平泉町総合計画基本構想及び前期基本計画を策定し、平成28年度には後期基本計画を策定し、着実な行政運営を進めてきたところであります。

一方、人口減少と少子高齢化社会の加速、情報化の進展、自然災害、新型コロナウイルス感染症の対応など、社会情勢は大きく変化してきていることから、こうした状況にも的確に対応できる持続可能な町を町民と共に築いていくため、現総合計画の計画期間の終了を機に、令和3年度を初年度とする第6次平泉町総合計画を策定するものでございます。

計画の位置づけと役割ですが、本計画は、まちづくりの全ての分野における行財政運営の基本となる最上位計画となるものであり、総合的かつ計画的な行政運営を進めていくための指針として、今後の本町のまちづくりの方向性を示すとともに、1つ目に、町内のあらゆる主体が一体となって進めるための共通目標、2つ目に暮らしを支える行財政運営の指針、3つ目に、国、県、周辺自治体との連携の基礎の役割を持つものであります。

3ページです。

本計画の構成と計画期間ですが、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成し、基本構想は、本町が目指すべき将来像やそれを実現するための基本方針や施策の大綱等を示し、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とするものです。

基本計画につきましては、基本構想の実現を図るために、今後推進すべき施策や目標指標などを体系的に進めるもので、計画期間は前期5年間、後期5年間となり、今回策定する前期基本計画は、令和3年度を初年度として令和7年度を目標年度とするものです。

実施計画につきましては、基本計画の主要施策について、財政見通しを勘案しながら実施する事業を定め、具体的な事業内容や事業費、財源などを具体的に示すもので、計画期間は3年間として、毎年度ローリング方式による見直しを図りながら別途策定するものです。

5ページから52ページには、平泉町の概要、平泉町の特性、魅力、計画策定のための基礎資料とした現行計画の達成状況調査の結果、町民が町の現状をどのように感じ、これからどのようなまちづくりを望んでいるかなど、町民の意向を把握するため、令和元年に町民1,989人を対象に行った町民アンケートの調査結果などを記載しており、これらを十分に検討しながら計画の策定に反映させたところであります。

53ページをお開き願います。

本計画の策定に当たり、国連が提唱する持続可能でよりよい世界を目指す国際指標であるSDGsの視点を新たに加えた構成としております。前期基本計画における各基本施策に、生活の中でのSDGsとして、暮らしの中での具体の取組例を示すことによって、SDGsの取組を本計画と一体的に推進してまいります。

58ページをお開き願います。

向こう10年間の基本構想についてご説明いたします。

まず、平泉町の将来像ですが、現行計画において取り組んできた成果を引き継ぎながら、平泉町の特性や新たな魅力を生かし、町民、事業者、行政などあらゆる主体が協働していくことによって、未来に向かって発展的に推進していくという視点に立ち、町の将来像を「輝きつむぐ理想郷ーいにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまちー」として掲げたところであります。

その定義としては、中尊寺金色堂の輝きになぞらえて、町の地域資源や産業、町民一人一人の生き方など、人やもの、有形、無形にかかわらず、生み出される活力を輝きに例え、そしてその輝きをつむいで絡み合っていくことで、多様性を持った魅力が輝いているまち、すなわち理想郷を築いていくという願いを込めたものです。

また、町の将来像を実現するための基本方針として、1つ目に、コンパクトな町の強みを生かした人と人、人と地域が持つつながりを力に、2つ目に、スマートインターチェンジの供用開始やその周辺開発、新しい社会教育施設の整備運営など、今後のまちづくりに大きな期待が持てる新たな魅力を力に、3つ目に、先人たちによって受け継がれ、本町の発展を支えてきた歴史・文化・自然の恵みを力に、この3つの力を生かしながらまちづくりを進め、本町のさらなる発展につなげてまいります。

63ページです。

将来像の実現に向けた施策の大綱です。

町の将来像を実現するため、3つの基本方針の下、分野別に6つの基本目標と32の基本施策を設定し、必要な施策を体系的に推進していくこととしています。

それでは、6つの基本目標についてご説明いたします。

なお、32の基本施策の内容につきましては、この後の前期基本計画の中でご説明させていただきます。

64ページです。

基本目標1は、「一人ひとりの個性や生きがいを大切にし、町民参加で進める協働のまち」として、子供も大人も地域で学び続けられる環境を整備し、町を支える人材と地域コミュニティーの育成に取り組むとともに、町民と行政が手を取り合いながら主体的に考えるまちづくりを推進してまいります。

基本目標2は、「いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち」として、子育てに優しい環境づくりをはじめ、障がいの有無にかかわらず、高齢になっても誰もがいつまでも安心して生きがいを持って本町で生活を営んでいくための福祉、保健、医療の充実を推進するための施策を推進してまいります。

基本目標3は、「新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち」として、本町の産業振興を中心として、世界遺産登録10周年や平泉スマートインターチェンジの供用開始及びその周辺の土地活用を通じ、新たな魅力の創出による産業の持続化と経済の活性化、町民の雇用拡大及び多様な働き方を推進してまいります。

基本目標4は、「支え合いの心でつくる安全・安心なまち」として、自然災害の増加や犯罪の巧妙化など、日常生活における町民の不安やリスクが高まっていることから、地域一体となった防災・防犯体制及び消防・救急体制の充実を図るとともに、交通安全や道路整備により町民の安全な暮らしの実現を推進してまいります。

基本目標5は、「環境と調和した快適で美しいまち」として、町民の生活基盤を維持するため、ライフラインや住環境の整備、また地域公共交通の充実によって、暮らしの利便性を確保するとともに、新しい情報技術を用いた公共サービスの向上によって、さらなる快適な生活環境の整備を図ってまいります。

基本目標6は、「歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち」として、平泉の文化遺産や地域の伝統などを守り、後世に伝えていくため、芸術文化活動の振興、本町の景観や地域文化の保全と活用の取組を推進してまいります。

以上が、向こう10年間の基本構想となりますが、この実現に向けて、基本計画及び実施計画に定める各施策を推進してまいります。

次に、基本構想に定める6つの基本目標、32の基本施策に基づき、令和3年度から令和7年度にかけて推進する主要施策や目標指標を定めた前期基本計画についてご説明いたします。

72ページをお開き願います。

32の基本施策ごとにご説明いたします。

初めに、基本目標1、「一人ひとりの個性や生きがいを大切にし、町民参加で進める協働のまち」に関わる基本施策です。

基本施策1は、子どもの教育の充実とし、子供たちの学びを取り巻く環境が大きく変化している中でも、平泉らしい地域に根差した質の高い学習活動を推進し、学力の向上と郷土への愛着と誇りを育むことなどを推進してまいります。

主な取組は、新しい時代に対応した教育内容の充実、学習環境の整備・充実、幼保小中で取り組む系統的な平泉学・全世代型平泉学の推進、教職員の研修の充実、社会に開かれた教育課程の推進、健やかな体づくりと学校給食の充実とし、目標指標として、授業の内容がよく分かる児童生徒の割合の増など5つの指標を設定しております。

75ページです。

基本施策2は、生涯学習・社会教育の推進とし、生涯にわたって学び続けられる環境づくりとして、新しい社会教育施設を町の総合的な人づくり拠点として位置づけ、地域で活躍する人材の育成などを推進してまいります。

主な取組は、社会教育施設の整備と充実、生涯にわたって学ぶことができる学習環境づくり、家庭教育の充実、平泉の将来を担う人材の育成とし、目標指標として、社会教育施設利用団体数の増など7つの指標を設定しております。

77ページです。

基本施策3は、生涯スポーツの推進とし、健康づくりや体力向上のため、全ての町民が気軽にスポーツに親しむことができる機会を増やすとともに、指導者の養成や選手の育成などを推進してまいります。

主な取組は、それぞれの年代等に応じたスポーツ活動の推進、未来を担う人材の育成、スポーツ環境の整備・活用とし、目標指標として、町内体育施設の利用者数の増など3つの指標を設定しております。

79ページです。

基本施策4は、移住・定住の推進とし、加速する人口減少によって町の次代の担い手が不足し、町のあらゆる分野に影響が及ぶ可能性があることから、平泉での暮らしの支援を複合的に展開し、若者の定住と町外からの移住を促進してまいります。

主な取組は、U I J ターン等の促進、U I J ターン者の相談支援とフォローアップ、結婚支援による定住の促進とし、目標指標として、移住支援施策を利用して移住した転入者数の増など2つの指標を設定しております。

81ページです。

基本施策5は、町民参画のまちづくりの推進とし、町民の町政への関心をさらに高めながら、町民一人一人の個性や知識、経験がまちづくりに生かされる環境の整備などを推進してまいります。

主な取組は、協働のまちづくりの推進、町政への関心を高める情報発信の推進、地域コミュニティ活動の活性化、男女共同参画社会の推進とし、目標指標として、まちづくりに関わるワー

クショッポの開催回数が増など5つの目標を設定しております。

83ページです。

基本施策6は、持続可能な行財政運営の推進とし、町民のニーズに対応した質の高い行政サービスを持続的に提供していくため、効率的かつ健全な行財政運営などを推進してまいります。

主な取組は、健全な行財政運営の推進、広域連携による行政の推進、公共施設の適正な管理とし、目標指標として、実質公債費比率など4つの指標を設定しております。

85ページです。

次に、基本目標2、「いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち」に関わる基本施策です。

基本施策1は、保育・子育て支援の充実とし、子育て家庭の育児不安や経済的不安の低減を図るため、多様な子育てニーズに対応した相談支援体制の充実や、地域との交流機会を増やしながら、子供が健やかに成長できる環境づくりなどを推進してまいります。

主な取組は、保育サービスの充実、地域子育て環境の充実、子育て世代の経済的負担の軽減、児童福祉の推進、子育てに関する相談支援体制の充実とし、目標指標として、保育所待機児童数の減など7つの指標を設定しております。

87ページです。

基本施策2は、地域福祉の充実とし、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、地域福祉への理解と関心を高めるとともに、関係機関によるネットワークの構築と連携を図ることで、多様な課題への支援などを推進してまいります。

主な取組は、地域福祉活動の推進、地域福祉人材の育成支援、福祉サービスの充実と相談支援体制の強化、地域福祉に対する町民意識の高揚、健康福祉交流館の利活用と運営体制の整備とし、目標指標として、独り暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の実態調査など6つの指標を設定しております。

89ページです。

基本施策3は、高齢者福祉の充実とし、高齢者が自立した生活を送ることができ、また、介護が必要となった場合でも、多様なサービスを提供することにより、高齢者の生きがいがづくりや社会参加を促進することなどを推進してまいります。

主な取組は、高齢者福祉サービスの充実、地域で支える体制づくりの推進、高齢者の健康づくりと生きがいがづくりの推進とし、目標指標として、高齢者見守りネットワーク協定締結事業者数の増など3つの指標を設定しております。

91ページです。

基本施策4は、障がい者、障がい児福祉の充実とし、障がいのある方が地域で安心して生活が継続できるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援などを推進してまいります。

主な取組は、障がい者、障がい児福祉サービスの充実、障がいのある人への生活支援、就労支援と社会参加の推進、障がいのある人への理解と差別のない社会の実現とし、目標指標として、地域生活支援拠点の設置数など4つの指標を設定しております。

93ページです。

基本施策5は、保健・医療の充実とし、町民の健康づくりや感染症予防等への関心をさらに高め、全ての世代における体と心の健康づくり意識の高揚と主体的な健康づくりの促進などを推進してまいります。

主な取組は、体と心の健康づくりの推進、特定健診・がん検診等の充実、感染症対策の推進、地域医療体制の充実とし、目標指標として、各種がん検診受診率の向上など7つの指標を設定しております。

96ページです。

基本施策6は、社会保障制度の充実とし、全ての町民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の適正な運用などを推進してまいります。

主な取組は、国民健康保険事業の適正な運営、福祉医療の充実、国民年金制度の普及促進、生活保護制度の適正な運用とし、目標指標として、国民健康保険被保険者1人当たりの年間医療費の減など6つの指標を設定しております。

98ページです。

次に、基本目標3、「新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち」に関わる基本施策です。

基本施策1は、農業の振興とし、農業が持つ多面的な機能を活用し、魅力的で収益のある産業として成長させるため、担い手の確保や農産物のブランド化、新たな農業技術の活用などを推進してまいります。

主な取組は、担い手の育成・確保、農業経営の安定化と生産性の向上、農産物の魅力化の促進、地産地消の推進、「いわて南牛」のブランド力強化とし、目標指標として、地域農業マスタープランにおける中心経営体数の増など4つの指標を設定しております。

101ページです。

基本施策2は、農山村環境の保全とし、鳥獣被害の拡大や適切に管理されていない森林の増加などによって農地や山林の保全管理が困難さを増す中、農村集落との連携による環境の保全や都市との交流による魅力の発信などを推進してまいります。

主な取組は、束稲山麓地域における農林業システムの継承と活用、都市と農村との交流の推進、農地の保全と集落機能の維持、鳥獣被害防止対策の推進、適正な管理による森林資源の保全とし、目標指標として、グリーンツーリズム受入学校数など5つの指標を設定しております。

104ページです。

基本施策3は、観光の振興とし、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えながら、その回復と併せて地域経済への波及効果を拡大させていくため、滞在型観光への転換や観光コンテンツのブラッシュアップと情報発信などを推進してまいります。

主な取組は、観光推進体制の強化、プロモーション活動の推進、あらゆる地域資源を活用した観光の推進、観光客受入環境の整備、地域間交流・国際交流の促進とし、目標指標として、観光客入込数の増など6つの指標を設定しております。

107ページです。

基本施策4は、商工業の振興とし、人口減少や少子高齢化の進展による需要の縮小などで、町内の事業者数は年々減少し、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、経営環境はより一層厳しさを増していることから、商工業の経営の持続的発展を支援する取組などを推進してまいります。

主な取組は、商業の再生・活性化、創業と事業承継の促進、新たなビジネスモデルの創出支援、中心街路のにぎわいづくりとし、目標指標として、創業・事業承継数の増など5つの指標を設定しております。

109ページです。

基本施策5は、働く場の充実とし、進学や就職を機に若者世代が町外へ流出する現状を踏まえ、多様な就業機会の拡大による町民雇用や地元就職の促進、地元企業の働き方改革による就労環境の充実などを推進してまいります。

主な取組は、企業誘致の推進、地域雇用の確保と地元就職の促進、多様な雇用環境の促進、新しい働き方への支援、町内企業の人材確保と育成とし、目標指標として、企業誘致数の増など6つの指標を設定しております。

112ページです。

次に、基本目標4、「支え合いの心でつくる安全・安心なまち」に関わる基本施策です。

基本施策1は、消防・救急体制の充実とし、地域や関係機関との連携によって消防・救急時における体制を維持し、質を高めることで、火災予防及び安全確保の充実を図ることなどを推進してまいります。

主な取組は、救急・救命体制の充実、消防団の体制強化、消防施設及び設備の整備とし、目標指標として、消防団員の充足率の増など3つの指標を設定しております。

114ページです。

基本施策2は、地域防災力の強化とし、全国的に大規模な災害が発生し、情報伝達や避難対策、災害防止施設の整備等、地域の防災体制の一層の充実が求められており、本町においても、災害発生想定区域の周知徹底や消防団及び自主防災組織の防災活動を支援しながら、地域防災体制の強化などを推進してまいります。

主な取組は、防災・危機管理体制の充実、自主防災組織の育成と強化、地域防災情報の普及啓発と情報伝達の充実、河川等の管理とし、目標指標として、防災関連協定締結数の増など5つの指標を設定しております。

116ページです。

基本施策3は、防犯・生活安全の向上とし、広報啓発活動を通じて町民の防犯意識を高めるとともに、防犯灯などの防犯設備の設置や地域関係機関との防犯体制づくりによって、町民が犯罪に遭わないまちづくりなどを推進してまいります。

主な取組は、防犯意識の高揚、防犯設備の整備推進、地域防犯力の強化、消費者の安全・安心の確保とし、目標指標として、犯罪発生率の減など4つの指標を設定しております。

118ページです。

基本施策4は、交通安全の推進とし、安全・安心な交通環境を確保し、町民一人一人の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、交通安全の啓発活動や街頭指導、交通安全教室などを推進してまいります。

主な取組は、交通安全普及啓発活動の推進、交通安全施設等の整備、高齢運転者に対する交通安全活動の推進とし、目標指標として、交通事故発生件数の減など3つの指標を設定しております。

120ページです。

基本施策5は、道路の整備とし、主要幹線道路や生活道路の計画的かつ効果的な整備を進めるとともに、適切な維持管理などを推進してまいります。

主な取組は、町道等の整備、安全でやさしい道路環境の整備とし、目標指標として、町道改良率の増など3つの指標を設定しております。

122ページです。

次に、基本目標5、「環境と調和した快適で美しいまち」に関わる基本施策です。

基本施策1は、上下水道の整備とし、水道事業については、経営基盤の強化とともに、管路や施設の更新を効率的に実施すること、下水道については、水洗化による快適な居住環境づくりのための接続率の向上などを推進してまいります。

主な取組は、水道事業の健全な運営、計画的な水道施設の整備、水洗化の普及促進、下水道事業の健全運営とし、目標指標として、有収率の増など4つの指標を設定しております。

124ページです。

基本施策2は、住宅地・市街地・公園の整備とし、定住を促進するための住環境づくりの推進や、公園、緑地など魅力的かつ快適な環境の整備などを推進してまいります。

主な取組は、総合的な住環境の整備、住宅建設の促進、町営住宅の適正管理、平泉スマートインターチェンジ周辺の土地活用、公園・緑地の整備とし、目標指標として、定住促進宅地（坂下地区）の売却区画数の増など4つの指標を設定しております。

126ページです。

基本施策3は、地域公共交通の充実とし、公共交通は町民の生活の質や観光客の利便性を支える重要な役割を担っていることから、既存の公共交通網の維持とともに、より利用しやすい新たな公共交通体系の構築などを推進してまいります。

主な取組は、公共交通体系の維持、町民や観光客にとって快適な公共交通網の整備、広報紙等を活用した公共交通の利用促進とし、目標指標として、路線バス（国道幹線）路線数など3つの指標を設定しております。

128ページです。

基本施策4は、環境保全の推進とし、ごみの適正処理や環境美化をはじめとする環境保全活動を継続するとともに、新エネルギーの導入や5Rの促進によって環境負担の少ない環境型社会の構築などを推進してまいります。

主な取組は、廃棄物処理対策の充実、公害防止対策の推進、地球温暖化対策の推進、環境負荷の少ないエネルギー施策の推進、循環型社会の形成、適切な放射線対策の実施とし、目標指標として、1人1日当たりの生活系ごみ排出量の減など4つの指標を設定しております。

131ページです。

基本施策5は、空き家対策の推進とし、使用されていない住宅や建築物が年々増加していることを踏まえ、適切な管理の促進とともに、リノベーション等による活用などを推進してまいります。

主な取組は、空き家等の実態把握と適正な管理の推進、空き家等の予防対策、空き家等の活用促進とし、目標指標として、特定空家数の減など2つの指標を設定しております。

基本施策6は、情報環境の充実とし、高度情報化が急速に進展し、情報通信基盤は経済活動や町民生活に欠かせないものとなっていることを踏まえ、高度情報化社会に対応したまちづくりを推進し、町民の生活の利便性向上と行政運営の高度化、効率化などを推進してまいります。

主な取組は、情報通信基盤の整備、情報セキュリティ対策の強化、開かれた町政の推進、公共サービスにおけるICT利活用の推進、マイナンバー制度の普及促進とし、目標指標として、光ファイバ整備率の増など5つの指標を設定しております。

135ページです。

次に、基本目標6、「歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち」に関わる基本施策です。

基本施策1は、世界文化遺産の保存と活用とし、世界に誇る貴重な文化遺産や史跡を未来に継承していくため、継続的な調査、保存とともに、その価値と魅力を町内外に伝えていくことなどを推進してまいります。

主な取組は、平泉の文化遺産の調査・保全、平泉の文化遺産の理念の普及、史跡地の調査・整備、史跡公園の整備・活用とし、目標指標として、世界文化遺産構成資産に関する調査報告書等の刊行数の増など4つの指標を設定しております。

137ページです。

基本施策2は、文化財の調査研究の推進とし、平泉の文化遺産の裾野に広がる地域の文化財等について、町民が地域の歴史を知るきっかけとして、未指定を含む文化財の調査、研究と保護などを推進してまいります。

主な取組は、有形・無形文化財の調査研究と保全、埋蔵文化財の保護、文化財の情報発信とし、目標指標として、未指定文化財の調査件数の増など3つの指標を設定しております。

139ページです。

基本施策3は、芸術・文化の振興とし、地域で守り伝えてきた伝統を継承していくため、担い手となる人材の育成及び芸術・文化や伝統を身近に感じ活動する環境づくりなどを推進してまいります。

主な取組は、地域の伝統文化の保存と継承、芸術文化に触れることができる環境づくり、芸術文化団体と担い手の育成とし、目標指標として、芸術文化発表事業参加者数の増など3つの指標を設定しております。

141ページです。

基本施策4は、景観の保全・整備とし、本町が有する豊富な景観資源は、町の財産として後世に守り残さなければならないものであり、町全体が一体となった美しい景観の保全整備などを推進してまいります。

主な取組は、美しい景観づくりの推進、景観意識の醸成とし、目標指標として、景観普及啓発活動回数の増など3つの指標を設定しております。

以上が、向こう5年間の前期基本計画の内容となります。

基本構想及び前期基本計画で構成する第6次平泉町総合計画の策定に当たりましては、この間、庁舎内組織である平泉町総合計画策定委員会を計4回開催し、庁舎内合意を図るとともに、外部委員会であります平泉町総合発展計画審議会につきましても、同様に計4回開催しご審議をいただいたところであり、2月26日に開催しました第4回審議会において、第6次平泉町総合計画の基本構想が今後10年間の行政運営の指針として、また、前期基本計画が、今後5年間において町が取り組んでいく施策の方向を示すものとして適切である旨の答申をいただいていることを併せてご報告いたします。

令和3年度から、第6次平泉町総合計画に基づき、将来像である輝きつむぐ理想郷の実現に向けて、各種施策を展開してまいります。町民の皆様にも身近に感じていただきながら、町と一体となったまちづくりを進めていくため、議決をいただきました後、新年度になりましたら、総合計画の概要版を作成し、全戸に配布してまいります。また、計画を着実に実行していくため、政策評価等を通じて計画の進捗管理を徹底しながら、計画の推進に努めてまいります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

6番、三枚山でございます。

126ページであります。地域公共交通の充実のことなのですが、課題2のところでありまして、既存の地域公共交通体系の維持というのがありまして、この新しい公共交通、実証実験もされるという中で、この維持というのは、長島でいいますと東磐交通線、それとの関係というのはどういうふうに捉えたらいいのか。維持というふうに書いてある。それがまず1つ。

それから、128ページ、次のページになりますか。環境保全の推進の課題のところ。集団回収活動の活性化ということ、ずっとこの間、集団回収は後退しております。減ってきています。そういう点で、何かこの点ではどういった取組というのを考えているのかということでもあります。

それから、133ページの情報関係です。やっぱり課題の中で、マイナンバーの制度のことですが、これは国が促進しておりますし、ただ、今、町内では11%か、昨年で、あったと思うのですが、いずれ個人情報の問題がすごく心配されるわけです。この間でも町民にとって利益と

いうのはほとんどないという中で、とりわけその個人情報がこのように心配だと、流出など。そういう点では、この辺はどういうふうにかえたのかということです。

以上です。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

1点目の126ページ、地域公共交通の充実の中の課題の中での、地域公共交通体系の維持というふうなところで、既存の一関線の位置づけはどうかというふうなご質問でございました。

基本的な考え方としては、目標指標のところに、既存の路線バスの維持というところで、国道幹線という捉えをしております。これにつきましては、当町のみならず両市にまたがる幹線道路を走る路線ということで、基本的にはここの路線数の維持ということでございます。

なお、地域公共交通体系の維持ということになりますので、路線が維持されるかされないかではなくて、地域公共交通の組合せとして、その地域公共交通の体系が維持をされているかどうかということでございますので、当然廃止される路線については代替の公共交通を導入して、体系としては維持していくという捉え方でございます。

それから、3つ目のマイナンバーの普及の点でございますが、ご指摘のありましたとおり、そういった国民からの懸念というものも承知をしております。ただ、今のほうでこの普及を非常に広げようということで、保険証であったり、それから運転免許証であったり、様々なものに広げようというふうな方向性が打ち出されているわけございまして、例えばそれに平泉町が取り組まないというふうになった場合の町民の不利益といいますか、利便性が図れないという点も一方ではございまして、その辺につきましては、当然、町としても、個人情報についてはしっかりと国に取り組んでいただくということを前提にした中で、普及を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

128ページ、環境保全の推進の中の課題、集団回収活動の活性化ということでございますが、集団回収の実施回数とあと登録団体が年々減っているということは事実でございますので、やはりネックとなっておりますのが、回収物ですね、町からの補助金額がちょっと少ないのではないかとということで、令和3年度からその回収物について、単価を少し上げまして、あとそのことを各団体のほうに周知して、あとはその周知した後に皆さんに集団回収を進めるような、促進するような事業、事業というか内容を広報等上げて、多くの団体が集団回収をしていただくような取組をしてみたいと思います。

ちなみに、金属類につきましては、今まで1キロ当たり4円だったものを5円、古紙につきましては1円だったものを5円、牛乳パックも4円だったものを5円、瓶類につきましては2円だったものを4円、あとは、新たに、ペットボトルはありませんでしたが、これを5円ということ

で単価を上げさせていただきまして、これを周知して、集団回収の実施回数を増やす取組を実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

3点お聞きしたいと思います。

今回の総合計画策定に当たって、第5次の部分の体系と、前は5つの体系だったような気がするのですが、この体系を今回は変えた形で、どのような視点でもってこの6つの体系になったのかということと、それから、政策評価ということで、議会のほうにも示されたところはございますが、この評価をどのように生かしてこのような計画になったのかということ。

そして、3つ目は、基本目標1の町民参画のまちづくりの推進の中に、過去に協働のまちづくり計画という形の計画があったやに思うのですが、この計画の中には、計画としてはされていないのかと。計画は今現在はないというふうな解釈でよろしいのかと。そして、やっぱり今回の予算編成の中でも、この総合計画に基づいた予算編成ということをされていますので、このところが大事になってきていると思うのですけれども、協働のまちづくりの部分で、今回予算編成でまちづくり交付金という形がないという。それは総合計画を策定するに当たって、いろんな政策評価の中で、選択と集中という形でこういう形になってきたのかということをお聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

まず初めに、6つの基本目標の体系を変えたということでございますが、これは前計画、第5次の新平泉町総合計画の各担当課における評価を実施をし、積み残し課題等を全て洗い出しをして、今回の計画に反映をさせてきたという過程がある中で、その課題が共通してあったり、あとは横の連携を図っていくべきものが、一つの目標の中に合わせたほうが、横の連携を取りながら施策を推進できるということで、組合せを見直しまして、6つに再設定をしたところでございます。

それから、政策評価につきましては、平成28年度から実施した事業から実施をしたということになりますが、これについては、基本的に総合計画に掲載している事業、施策について、どういうふうに行き、どういう成果を上げ、そしてどういう積み残し課題があるのかという政策評価でございますので、当然それも、先ほども申し上げましたけれども、各課の政策評価、あるいは前計画の進捗状況調査の中で、積み残し課題というものがあるので見えてまいりましたので、住民の意見の分、それから庁舎内での積み残し課題の分というところで、両方合わせた形で計画に反映をさせてきたというところでございます。

なお、引き続きその政策評価については、新しい総合計画の内容に沿って行ってまいりますので、今はその政策評価のやり方についても見直しを進めているところでございます。

それから、町民参画の中、協働のまちづくりのお話がありました。議員ご指摘のありました計画については、現在も計画としてはございます。この中で、当然協働のまちづくりというものを進めてまいります。その計画があった時点から、さらに今は新しいサポーターの会であったりとか、あるいは高校生会議であったりとか、そういった新しい会が生まれておりますので、どんどんそういったものを広げながら、協働のまちというものについてはさらに形を変えていくなから、ご意見をいただく場をどんどん設けていきたいというふうに思っておりますし、最後にご質問ありました協働のまちづくり交付金でございますが、これにつきましては、今年度ですね、令和2年度、コロナの状況もあって活用がゼロという経過もございますが、それで新年度について今回予算計上はしておりませんが、このままの現状の補助金交付の内容よりも、このコロナ禍にあって、何か住民視点での新しい協働のまちづくりができないかということは今検討しております。国の臨時交付金なども活用した形で、そういった新しいものについては補正予算でお願いすることになると思いますが、そういう補助金についてはつくってまいりたいように検討してまいりたいというふうに考えておりました。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第8、議案第8号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書 8 ページをお開き願います。

議案第 8 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、現行計画が今年度で終了することから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、このたび、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間の計画期間とする新たな計画を策定しようとするものです。

議案書 8 ページ裏をお開き願います。

別紙によりまして、計画の内容についてご説明いたします。

辺地につきましては、交通条件がほかの地域と比較して不便であるなどの要件があり、本町では字泉ヶ城、東郷、西郷、南郷、広滝、南沢、馬場、長倉の地域で構成する戸河内辺地がその対象となっております。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、そうした地域において公共的施設を総合的かつ計画的に整備していくために策定するもので、本計画では、地域住民の生活安定と福祉向上、他地域との交流促進のため、町道戸河内線に接続する道路及び橋梁の整備を図るとともに、生活基盤となる飲料水を安定供給するための飲料水供給施設の整備並びに地域住民を火災から守るための消火栓の整備を行おうとするものです。

公共的施設の整備計画の概要ですが、市町村道・橋りょうにつきましては、沢田橋、向橋、手水橋の 3 橋の補修事業を令和 5 年度から令和 7 年度まで予定しており、事業費は 5,100 万円を見込んでおります。

飲用水供給施設につきましては、戸河内浄水場の電気計装装備等の更新を令和 3 年度に予定しており、事業費は 1,845 万円を見込んでおります。

消防施設につきましては、地中式消火栓から地上式消火栓に更新する事業を令和 5 年度に予定しており、事業費は 140 万円を見込んでおります。

計画全体では、事業費 7,085 万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は 3,010 万円を見込んでおります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第9、議案第9号、町道の路線認定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長(菅原英明君)

議案書9ページをお開きください。

議案第9号、町道の路線認定に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

概要です。本年度整備完了する町道宿1号線により、町道高田前工業団地線が2路線に分割されたことに伴い、一方の路線を町道高田前工業団地2号線として認定を行おうとするものでございます。

9ページ裏をお開きください。

場所につきましては、認定路線網図に表示してありますとおり、高田前工業団地内になります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第10、議案第10号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

それでは、議案書10ページをお開きください。

議案第10号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第11号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

10ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明いたしますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税807万5,000円、1 項町民税374万1,000円、これは個人現年課税分の課税分664万1,000円の増額が含まれております。2 項固定資産税410万円、現年課税分の増額でございます。3 項軽自動車税109万4,000円、4 項町たばこ税86万円の減、7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金2,232万9,000円の減、これは令和2年度地方消費税交付金の確定に伴う減額でございます。

12款分担金及び負担金、1 項負担金29万9,000円の減。

13款使用料及び手数料93万6,000円の減、1 項使用料83万4,000円の減、2 項手数料10万2,000円の減。

14款国庫支出金3,488万5,000円、1 項国庫負担金1,156万4,000円の減。これには、障害者介護給付費等負担金300万円の減額、児童手当負担金628万5,000円の減額、公共土木施設災害復旧事業負担金262万4,000円の減額が含まれております。2 項国庫補助金4,644万5,000円、これには新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,417万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金3,254万6,000円が含まれております。3 項委託金4,000円。

15款県支出金1,930万8,000円、1 項県負担金265万9,000円の減、これには障害者介護給付費等負担金150万円の減額、児童手当負担金108万9,000円の減額が含まれております。2 項県補助金

2,210万9,000円、これには雪害被災農業者緊急支援事業費補助金2,879万2,000円の増額、生活再建住宅支援事業補助金178万4,000円の減額が含まれております。3項委託金14万2,000円の減。

16款財産収入、2項財産売払収入27万円。

17款寄附金、1項寄附金598万9,000円、これには指定寄附金496万円が含まれております。

11ページでございます。

18款繰入金1億1,432万9,000円の減、1項特別会計繰入金225万2,000円の減、これは駐車場特別会計繰入金の減額でございます。2項基金繰入金1億1,207万7,000円の減、これには財政調整基金繰入金1億317万7,000円の減額が含まれております。

20款諸収入721万1,000円、2項町預金利子1,000円、5項雑入721万円、これには土地改良事業負担金返還金832万5,000円の増額が含まれております。

21款町債、1項町債358万3,000円、これには減収補填債408万3,000円の増額、社会教育施設整備事業に関わる教育債1億4,300万円の減額、同じく民生債が1億4,600万円の増額が含まれております。

歳入合計補正額5,857万2,000円の減。

11ページの裏をお開きください。

次に、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費47万9,000円の減。

2款総務費1,472万4,000円の減、1項総務管理費1,323万5,000円の減、これにはふるさと応援寄附基金積立金474万4,000円の増額、金融機関取扱手数料194万9,000円の減額が含まれております。2項徴税費10万円の減、3項戸籍住民基本台帳費55万9,000円の減、4項選挙費62万5,000円の減、5項統計調査費20万5,000円の減。

3款民生費3,483万5,000円の減、1項社会福祉費117万2,000円の減。これには国民健康保険特別会計繰出金316万4,000円の減額、健康福祉交流館特別会計繰出金804万7,000円の増額が含まれております。2項児童福祉費3,366万3,000円の減、これには児童手当費798万円の減額、会計年度任用職員報酬350万円の減額、平泉保育所空調設置工事費280万4,000円の減額が含まれております。

4款衛生費、1項保健衛生費1,693万3,000円、これには会計年度任用職員報酬409万8,000円、謝金432万円、ワクチン接種会場設営業務委託料900万円のそれぞれの増額が含まれております。

5款労働費72万4,000円の減。

6款農林水産業費、1項農業費3,694万6,000円、これには雪害被災農業者緊急支援事業補助金5,043万9,000円の増額、農業用パイプハウス解体撤去等作業支援委託料945万5,000円の増額が含まれております。

7款商工費、1項商工費1,126万9,000円の減、これには外国人観光客広域誘致委託料417万5,000円の減額、文化観光振興基金積立金670万円の減額、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金積立金820万1,000円の増額、駐車場特別会計繰出金530万円の増額が含まれております。

8款土木費403万2,000円の減、1項土木管理費194万円の減、2項道路橋梁費146万4,000円、

これには平泉スマートインターチェンジ整備工事費5,145万円の増額、平泉スマートインターチェンジ整備事業負担金3,900万円の減額が含まれております。4項都市計画費358万9,000円の減、これには生活再建住宅支援事業補助金172万円の減額が含まれております。5項住宅費3万3,000円。

12ページでございます。9款消防費、1項消防費317万4,000円の減、これには発電機購入費154万7,000円の減額が含まれております。

10款教育費3,971万3,000円の減、1項教育総務費505万8,000円の減、2項小学校費1,321万3,000円の減、これにはタブレット端末購入費481万円の減額が含まれております。3項中学校費1,107万9,000円の減、これには、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備委託料541万1,000円の減額が含まれております。4項幼稚園費170万5,000円の減。5項社会教育費703万8,000円の減、これには会計年度任用職員給料410万7,000円の増額が含まれております。6項保健体育費160万2,000円の減。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費985万円の減、これには災害復旧工事費補助分800万円の減額が含まれております。

12款公債費、1項公債費634万9,000円、これには繰上償還元金780万9,000円の増額が含まれております。

歳出合計補正額5,857万2,000円の減。

次に、12ページの裏をお開きください。

第2表繰越明許費でございます。繰越事業の説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策備品購入事業440万円、地方創生臨時交付金事業、タブレット端末導入423万円、高度無線環境整備推進事業1,338万6,000円。3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事業638万円。

3款民生費、2項児童福祉費、新型コロナウイルス感染症対策備品購入事業138万6,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、保健センター相談室増築事業803万8,000円。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業3,253万9,000円。

6款農林振興費、1項農業費、雪害被災農業者緊急支援事業5,991万4,000円。

7款商工費、1項商工費、平泉町中小企業振興資金融資利子補給金事業232万3,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、平泉スマートインターチェンジ整備事業2億2,061万円、町道祇園線整備事業428万円、町道佐野原祇園線整備事業714万円。

13ページでございます。

10款教育費、2項小学校費、3項中学校費、4項幼稚園費、いずれも新型コロナウイルス感染症対策備品購入事業でありまして、金額はそれぞれ、1,001万円、523万6,000円、92万4,000円でございます。

次に、13ページ裏面をお開きください。

第3表債務負担行為補正、限度額の変更でございます。

事項、令和2年度平泉町中小企業振興資金の融資に伴う利子補給、変更前の期間は令和3年度

から令和9年度まで、変更前の限度額は、中小企業等が借入れする中小企業振興資金1億2,400万円に対する利子補給金、年利2.90%以内、1,008万7,000円以内の額、変更後の期間は変更前と同じでございます。変更後の限度額は、中小企業者等が借入れする中小企業振興資金2億3,000万円に対する利子補給金、年利2.90%以内、1,886万9,000円以内の額としようとするものでございます。

次に、14ページでございます。

地方債補正でございます。

追加につきましては、起債の目的、減収補填債、限度額408万3,000円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率は3.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとうとうとするものでございます。

変更につきましては、起債の目的、農村地域防災減災事業につきましては、変更前の限度額590万円を変更後の限度額190万円に、かんがい排水事業につきましては、同じく220万円を820万円に、基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、同じく160万円を180万円に、消防車両購入事業につきましては、同じく2,000万円を1,920万円に、社会教育施設整備事業につきましては、同じく1億110万円を1億140万円にしようとするものでございます。起債の方法、利率償還の方法につきましては、それぞれ変更前と同じでございます。

14ページ裏をお開きください。

廃止につきましては、起債の目的、公共土木施設災害復旧事業、限度額220万円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑の際はページをお示し願います。

質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

29ページでありますけれども、農業振興費の中の主食用米作付農家支援事業補助金なのですが、2,700万ぐらいの予算だったと思っておりますが、300万ほど減額補正ということで、12月の補正だったと思っております。それで、9割方、大方執行されたということなのですが、徹底、個別に農家に郵送でされたわけですけれども、聞くと、なかなかよく分からなかったという、何軒か聞きました。それで、そういった徹底とか、この300万残ったというところはどのような状況なのかなというふうなことが一つ。

それから、30ページ、商工費の負担金補助金の18節です。小規模事業者持続化補助金と、その

下の中小企業、この辺も減額補正で、これも似たように、予算を立てるときに一定の対象、もちろんこのぐらいということで決めたわけなのですけれども、その辺で、やっぱりここ徹底の状況とか、そこそこ残ったのかな。もちろん、これはあくまで予算を盛るときにこのぐらいと出したわけなのですけれども、その辺の何ていうのでしょうか、検証といいますか、どうなのかなということ。

あわせて、いわゆる国のこのコロナ関係では、1次、2次、3次とお金が来るわけですが、その辺のこの減額補正してその後の処理というのは、財調が1億ほど減らされるというか、減らされるというのは歳入のほうですか、という格好になっている。その辺で処理になったのか、その辺はどういうふうな形に処理されるのかということを伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

29ページにあります主食用米作付農家支援事業補助金の305万円の減額につきましては、予算要求当時は、主食用米を作付している全ての水田の面積を補助しようと考えていたのですが、いろいろこの補助制度を検討していく中で、飯米部分は除いたほうがいいのではないかと、10アール分は除いたほうがいいのではないかとということで、その分の面積が約305万円になるということで、その分を減額させていただいております。

また、この補助金の金額に対しての執行額は約95%であります。なかなか事業内容が分からなかったという話もあると聞きましたが、申請いただけなかった方というのはほとんどが少額でありますので、補助金制度を設けた意味はあったのではないかと考えているところであります。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

議案書30ページの、18節の負担金補助及び交付金の中の小規模事業者持続化補助金ですね、これは235万円の減額となっております。これは、国のほうで3分の2をコロナ対策の改修等で補助するという形の事業を起こしまして、その残りの3分の1を町のほうで助成するという形で、100%の改修事業だったわけなのですけれども、周知徹底いたしましたところ、2件の申込みしかなかったということで、町としては3分の1で50万円を上限としていましたので、最大使うと150万円の改修を行えたわけなのですけれども、2件しかなかったということでございました。

それで、その下の中小企業等経営継続支援給付金につきましては、これは10万円給付をしたものでございます。それで当課では、中小企業を当課の中で拾い上げたところでは、200件程度が該当するのではないかと。4月から6月までの3か月間のうちの1か月でも前年比30%減になったところということで、200件を想定して予算化したわけなのですけれども、現実的には390万円残っているということですので、161件ですか、の申込みしかなかったという形になってございます。これ、現実にはまだこれから申込みある可能性もあるのですけれども、現状としてこのような形になったということでした。

それで、当課で把握しているところで申込みないところなども何回もあったので、こちらから

電話かけなどもして、どういう状況ですかということも全てしましたが、かけたところでこの申込みなかったところは、残念ながら30%減にはなっていないという形で、そこに関しては徹底してしたいところでございます。ただ、また今現在も状況は続いておりますので、今後の補正予算等でまた支援等を講じていかなければならないかなとは考えておるところでございます。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

コロナの関係の経済対策と国からの助成金関係でございますけれども、当町には、県及び国から補助金交付金の配分が、合計で3億9,964万2,000円の配分があったところでございますが、令和3年度に活用する、このうちですね、令和3年度に活用する分ということで、9,124万1,000円を、国のほうの本省繰越をしていただくことにしております。差引きしまして、令和2年度中に活用する国、県からの補助金が3億840万1,000円ということになってございますが、これまで、当初予算、それから補正予算で編成してきましたコロナ対策関連事業の総額は、この国、県の補助金を上回って予算化をしております。これにつきましては、財政調整基金を活用して予算化を図ってきたところございますが、このたびの減額等につきましては、その分、財政調整基金に戻すという形になっているところでございます。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

ちょっと先ほどの数値の件で訂正させていただきたいと思います。

今回、減額は中小企業等経営継続支援給付金ですけれども、減額は390万円ですので、全部で161件分ということですが、申請があったのは153件になっています。ただ、これから精査してもまだ来る可能性はありますので、若干を残して減額したという形で対応させていただいたところです。すみませんでした。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

27ページの予防費、新型コロナウイルス感染対策のワクチン接種に伴う補正の部分について伺いますが、さきにもお尋ねをしたところございましたが、医療廃棄物処理業務委託料ということで計上しておりますけれども、この取扱いについてはその前にもお尋ねをしておりますが、一旦その廃棄物のペール缶の保管というのは、例えば長島体育館で満杯になるまで保管しておくのか、その都度業者が回収に当たるのか。それから、その取扱いは職員がするのか。その辺をお聞かせください。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

27ページの予防費の12節委託料の中に、新型コロナウイルスワクチン接種に関して、医療廃棄物処理業務委託料を30万円計上させていただいております。そのワクチン接種に係る医療廃棄物につきましては、今後、また業者等と打合せをしながら対応していくことになると思いますけれども、保健センターのほうで、今までの経過ですと、一旦使った注射針、注射器については、今まで集団接種で実施してきた予防接種等を見ますと、一旦医療廃棄物用の箱に保管をいたしまして、ある程度、その医療廃棄物用の箱がいっぱいになってきた時点で、業者のほうにお願いをしまして回収をしていただいていたという経緯はあります。しかしながら、今回のこのコロナワクチンにつきましては、その当時のものとはまた実施の仕方は違うと思いますので、ちょっと業者のほうと打合せをさせてもらいながら、適切に保管、そして廃棄をしていきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

その回収用のペール缶も業者が用意することになろうかと思うのですが、小のごみ袋にいっぱいになるまでではないのですけれども、満杯になればどこかで保管しなくてはいけないということになりますが、それらは一旦保健センターに持ち帰りするのですか、それとも、長島体育館に置いておくわけなのでしょうけれども、いずれにしても、1日の接種者は限られておりますから、なかなかそのペール缶がいっぱいになるまでは、いずれストックしておかなくてはいけないという事態になるかと思いますが、事が事だけにですね、取扱するのはセンターの職員ということになれば、その辺も安全管理もきっちりした取組をしておかなくてはけませんし、それは一関地区との連携も当然ですね、同じような形での運用になるかと思いますが、ぜひ職員の健康管理に、きちっとした体制を取っていただければと思いますのでよろしくお願ひします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

ありがとうございます。このコロナワクチン接種につきましては、職員のほうにつきましても、十分にその注射器、注射針の扱いについては万全を期しまして処理し、そして職員の健康管理にも十分注意してまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

12ページ裏の繰越明許費の中の4款衛生費、保健センター相談室増築事業ということで、803万8,000円を繰越しされておりますが、これは国のコロナ対応交付金を利用してというか、1,400万円という、もともとのそういったところからだと思うのですが、この803万円の繰越明許について、どういう形で繰り越してきたのかということをお伺ひします。

次に、31ページ、8款土木費の中の3目道路新設改良費の中で、14節工事請負費、町道祇園線工事費、1,083万6,000円が減額になっておりますが、この理由について。

それから、次のページの31ページ裏ですね。18節の負担金及び交付金の中の平泉スマートインターチェンジ整備事業負担金3,900万円の減額の理由についてお聞きします。

次に、3つ目です。戻りまして27ページ、予防費の中の7節報償費、謝金として432万円計上されておりますが、この中身についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

マイクを口元をお願いします。

保健センター所長（穂積千恵子君）

失礼しました。

12ページ裏の表、第2表繰越明許費の中の4款衛生費、1項保健衛生費、保健センター相談室増築事業の繰越しについてでございますけれども、こちらは新型コロナウイルス経済対策事業を使いまして、コロナ対策のための備蓄用品を格納しておくということで、保健センターのところに増築をするということで計画してまいりましたけれども、設計とそれから、設計は終わりました、あと建設のための入札、契約ですか、そこまでは終了いたしました、建設に当たりまして、やはり新型コロナウイルスの影響で、なかなかその資材といいますか、材料が調達難しいということと、それから、12月にもちょっと予想外の大雪によりまして、なかなか建設が進まなかったというところで、今回は繰越しをさせていただいたということになります。

それから、続けてよろしいですか。すみません。

27ページの予防費の7節報償費のところですが、こちらにつきましては、コロナワクチンに従事していただく看護師さんなどに、会計年度任用職員としてということではなく、ワクチン接種の日をお願いをいたしまして、看護師さんにその謝金をお支払いして従事していただくということで予算要求させていただいたものになります。

今現在考えているのは看護師さんですね、看護師さんで単価7,000円のところで要求しています。それで、ワクチン接種の開催回数、実施回数に合わせて今回は要求をさせていただいたところです。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書31ページの土木費の中の、14節の工事請負費の町道祇園線の1,083万6,000円の減額でございます。こちらは、今年度現在発注している祇園線の工事と、あと12ページの裏にございます、繰越明許を予定しております町道祇園線の整備事業費4,428万円というのがあるのですけれども、そちら、町道祇園線の工事の見込みが立ったということで、現在祇園線で持っております予算、1億9,500万円ほどあるのですけれども、そのうち1,083万6,000円は減額しても差し支えないということで、減額としておるところでございます。

あとは、その次の31ページの裏の18節の負担金補助及び交付金の平泉スマートインターチェンジ整備事業負担金の3,900万円の減ということでございますけれども、これはNEXCOさんの工事のほうへの町の負担金ということで、令和2年度分として、現在6,000万円ほど予定していた、予算があるわけなのでございますけれども、これも大体精算のめどが立ってきたということで、そこから3,900万円を減額しまして、令和2年度分の負担金としては、単費合わせて2,100万ほどの予算となるというような見込みが立ったということでの減額となっております。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

繰越明許の、現在、増築ということで、繰り越してこれからということですが、いつ頃増築というめどは、今そのめどは立っているのでしょうか。

それから、報償費につきまして、この看護師さんとか、先生ではなくて看護師さん、先生ではなくて看護師さんの謝金というか、手数料というか、働いていただく部分ということなのだろうが、そういった基準というか、そういう支払う基準というのはございますか。どういったところに基準を設けてお支払いするようになるのかということをお聞きします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

まずは、12ページ裏の繰越明許費の中の保健センター相談室増築事業につきましてですが、これは今後、建設に向かいます、大体、完成予定につきましては5月の末を予定しているところであります。

もう一つ、27ページの7節報償費の謝金の基準ということでありましたが、保健センターのほうで医療従事者の方、あとは専門的事項知識をお持ちの方をお願いする際に、7,000円という金額をもって、ほかの保健事業などにおきましても、その金額でもってお支払いしているということもございましたので、今回のこのコロナワクチンの接種につきましても、看護師さんについてはその金額を充てさせていただきました。

また、すみません、説明が不足しておりましたけれども、この謝金の中には看護師、そして医師ですね、医師の分につきましても含めて今回要求、補正予算として計上させていただいているところでして、医師につきましても、1回2万円という金額でお願いしている、ほかの事業につきましてもお願いしているところでありますので、このワクチン接種についても同じ金額でお願いしたいというふうに考えて計上させていただいております。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

最後に、この相談室増築で新たに設置する、建てる場所も聞いているところですが、令和2年度予算の中に子育て包括支援センターの看板というところの予算も入ってございましたが、これは

その建物に設置するような形になるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

升沢議員、もう一度すみません、よろしく申し上げます。

11番（升沢博子君）

令和2年の予算の中に、新たにできる子育て世代包括支援センターを設置するという予定になって、そのための看板を製作という予算が入っていましたが、今度できる相談室の中にその看板が設置されることになるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

はい。すみませんでした。

令和2年度中に整備いたします子育て世代包括支援センターの看板につきましては、今年度中に作成し、掲げる予定です。それは保健センターの表玄関のほうに上げるということと、それから、個別の相談室のほうにも表示をして、広く町民の皆様にも周知をしたいと考えております。その看板につきましては、今回、保健センター相談室増築事業というところには、特段その看板を掲げるというような予定はございません。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

27ページ、12節の委託料なのですが、バス運行委託料なのですが、これはバスだけに限っているのか、タクシーとかそれ以外の部分も入っているのでしょうか。お聞きします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

27ページの12節委託料の中にバス運行委託料を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、マイクロバスの運行を、なかなか会場まで来る交通手段が確保できないというような方々に対しまして、バスを運行いたしまして、接種会場のほうまでおいでいただくということで、委託料として計上させていただいているものになります。そのほかの例えばタクシーを使うとか、そういうところはちょっと考えてはおりませんでした。

議長（高橋拓生君）

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

どれぐらいの、1台だけでやるのですか、それとも台数、何台か見込んでいるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

今回のこの予算につきましては、バス1台分を計上させていただいております、それを町内少し回りながら乗車していただいて、接種会場までおいでいただければと考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第11、議案第11号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第11号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書41ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税376万9,000円の減。

3款国庫支出金、1項国庫補助金49万5,000円の増、主に国民健康保険災害等臨時特例補助金の増額によるものでございます。

4款県支出金、1項県補助金1,595万9,000円の増、保険給付費等交付金の増額によるものです。

5款財産収入、1項財産収入1,000円の減、財政調整基金利子の減額によるものです。

6款繰入金、1項他会計繰入金316万4,000円の増、主に財政安定化支援事業繰入金及び事務費繰入金の減額によるものでございます。

8 款諸収入、2 項雑入 6 万 3,000 円の減、主に特定健康診査個人負担金の減額によるものです。
歳入合計補正額 945 万 7,000 円の増でございます。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費 87 万 3,000 円の減、一般管理費の減額によるものです。

2 款保険給付費 21 万 1,000 円の減、主に出産育児一時金の減額によるものです。

4 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費 162 万 2,000 円の減、会計年度任用職員報酬の減額によるものです。

5 款基金積立金、1 項基金積立金 1,216 万 2,000 円の増、財政調整基金積立金の増額によるものです。

8 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金 1,000 円の増。

歳出合計補正額 945 万 7,000 円の増額でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第 12、議案第 12 号、令和 2 年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第 12 号、令和 2 年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の補足説明をさせていただきます。

議案書47ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。
歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料215万7,000円の増、保険料の増額によるものです。

3款繰入金、1項一般会計繰入金123万5,000円の減、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金の減額によるものです。

6款国庫支出金、1項国庫補助金3万7,000円の増、後期高齢者医療制度円滑運営事業国庫補助金の増額によるものです。

歳入合計補正額95万9,000円の増額です。

歳出、1款総務費、1項総務管理費61万円の減、主に保険料徴収システム改修業務委託料の減額によるものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金156万9,000円の増、保険料の増額及び保険基盤安定負担金の減額によるものです。

歳出合計補正額95万9,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第13、議案第13号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第13号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書50ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入、1款使用料、1項施設使用料1,649万2,000円の減、主に入館料の減額によるものです。

2款繰入金、1項他会計繰入金804万7,000円の増、一般会計繰入金の増額によるものです。

3款諸収入、1項諸収入501万8,000円の減、主に食堂売上料の減額によるものでございます。

歳入合計補正額1,346万3,000円の減額です。

歳出、1款総務費、1項総務管理費1,346万3,000円の減、一般管理費の減額によるものです。

歳出合計補正額1,346万3,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

一般会計からの合計額、支出合計額はお幾らになりますか。健康福祉交流館悠久の湯の。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

51ページの一般会計繰入金、2款繰入金、1目一般会計繰入金のところにもございますが、合計で3,655万8,000円繰入れするものでございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第14、議案第14号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案については担当課長の補足説明を求めます。

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書54ページをお開きください。

議案第14号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、54ページの裏、第1表歳入歳出予算補正でご説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額にてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料1,204万7,000円の減額、これは、駐車場使用料収入が少なかったことによります。

4 款諸収入、2 項雑入7,000円の減額、これは、初詣に際し出店がなかったことなどによる減額となります。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金530万円となります。

歳入合計675万4,000円の減額です。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費450万2,000円の減額。この中には、初詣警備委託料の減額、駐車場事務委託料の減額などが含まれております。

2 款繰出金、1 項繰出金225万2,000円の減額となります。

歳出合計675万4,000円の減額です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第15、議案第15号、令和2年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書57ページをお開きください。

議案第15号、令和2年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

58ページをお開きください。

令和2年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。項目同額の場合は、目の補正予定額でご説明いたします。

初めに、収入です。

1 款水道事業収益2万円の減、2 項営業外収益、3 目他会計補助金2万円の減。

2 款、簡易水道事業収益200万1,000円、1 項営業収益、1 目給水収益122万2,000円、2 項営業外収益77万9,000円、3 目他会計補助金67万4,000円の減、5 目長期前受金戻入145万3,000円。

収入合計198万1,000円。

58ページ裏をお開きください。

次に、支出です。

1 款水道事業費用124万4,000円の減、1 項営業費用124万4,000円の減、1 目原水及び浄水費200万円の減、5 目総係費2万円の減、7 目資産減耗費77万6,000円。

2 款簡易水道事業費用298万9,000円、1 項営業費用462万2,000円、1 目原水及び浄水費98万8,000円の減、6 目減価償却費561万円。2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費163万3,000円の減。

支出合計174万5,000円。

59ページに移ります。

次に、資本的収入及び支出です。

収入です。

1 款水道事業資本的収入1,751万3,000円の減、1 項企業債、1 目建設改良等の財源に充てるための企業債1,820万円の減、2 項負担金、1 目負担金68万7,000円。

2 款簡易水道事業資本的収入64万3,000円の減、2 項負担金、1 目負担金64万3,000円の減。
収入合計1,815万6,000円の減。

次に、57ページの裏にお戻りください。

第4条、予算第5条に定めた企業債の額を、次のとおり改める。

変更後の内容について説明いたします。

起債の目的、水道建設改良事業、限度額、1億3,370万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様です。

今回の補正は、主に簡易水道事業の給水使用料の増額と、改良工事の確定に伴う長期前受金戻入及び減価償却費の増額、並びに水道事業の建設改良の起債対象工事の確定による企業債の減額でございます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時13分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第16、議案第16号から日程第22、議案第22号まで、令和3年度一般会計予算及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

委員会報告を行います。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

予算特別委員会委員長、千葉勝男。

委員会審査報告。

議案第16号、令和3年度平泉町一般会計予算、議案第17号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第18号、令和3年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第20号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第21号、令和3年度平泉町下水道事業会計予算、議案第22号、令和3年度平泉町水道事業会計予算。

本委員会に付託された上記の議案について、3月12日、15日の両日にわたり審査した結果、次の意見を付して原案可決すべきものと決定したことから、会議規則第76条の規定により報告します。

審査意見。

1、大型事業へ集中した財政出動が続く中、住民意思が反映される予算執行に努められたい。

また、災害などの予測できない事態にも対応可能な自主財源の確保に努め、基金の取り崩しは慎重に行うこと。

2、世界遺産登録10周年記念事業実施については、コロナ禍であることから受け入れ態勢に万全を期し、慎重に計画実施すること。

3、定住化促進及び子育て環境の充実を積極的に推進されたい。

4、健康福祉交流館の構造的な課題を解決し、繰出金の圧縮解消に努められたい。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

これで、予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております7件の議案は、予算特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第16号、令和3年度平泉町一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

私は、議席番号 3 番、猪岡であります。

この令和 3 年度一般会計予算について反対をいたします。

社会教育施設の整備、その先の運営、そして健康福祉交流館運営等に、そのキャッシュフローを無視して営々と支出していく予算と、考えます。

152ページに、予算書152ページ、地方債残が55億とあります。そして、そのうち資金使途自由の臨時財政対策債の残が17億と組まれております。3億を超えます。

一方、財政調整基金が、資料に、令和 3 年、6 億になると示されておりました。財政調整基金が 1 桁億円です。ほかの基金を合わせても 1 桁億円です。注目されるでしょう。実質公債費比率、将来負担比率。県のクロス集計表の領域 A に恐らく来年から入るものと思います。

これは、例えるならば、この 1 年を 250 万で暮らすやりくりをしなければならないのに、じいちゃんばあちゃんの懐を当てにして 300 万で暮らそうとするものであります。いざというときの貯金が 50 万もない。挙げ句の果てに 600 万からの借金がある。近所の人たちも薄々気づいております。どうするのと。ほかにも似たようなものだからいいのだ。じいちゃんばあちゃんが助けてくれるからいいのだ。そのときはそのときだ、後の話だ。だからいいのだ。そうした姿には私が見えるのであります。

全ての町民が安心して暮らしていける方向に向けていただきたい。ために、反対いたします。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

私は、予算特別委員会において審議をされた令和 3 年度予算について、問題なしという立場を取っているわけではありません。確かに、予算の中には、今日の町の財政事情が抱える将来に向けた様々な課題があることは、同僚議員の皆さんそれぞれの胸の中にしっかりと、とどまっていることだというふうに思います。

議会、そして議員の職務、責務とは一体何でありましょうか。それはこの平泉に住み暮らす 7,400 余名の町民一人一人の健康と命を守り、そして福祉の向上に寄与する、そのために議論が行政当局と丁々発止行われるのが、本来の予算審議における議会運営の在り方だというふうに私は思っております。

少なくとも、2 日間にわたって質疑をされた令和 3 年度予算、個別個別の課題があるからこそ、審査意見を付したわけでございます。その審査意見の内容は、先ほど千葉勝男特別委員長が読み上げたとおりであります。したがって、審議を尽くした議会として、執行者側にしっかりと附帯意見の尊重に向けて引き続き努力することを求めて、私は令和 3 年度予算の執行にそして議決に

賛成するものです。同僚議員の皆さんの崇高な判断をお願いいたしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

6番、三枚山です。

私は、この原案に賛成する立場から討論したいと思います。

予算特別委員会でも申し上げました、新年度予算は、コロナ禍、財政事情も厳しい中で、子育て支援についての新たな取組、そしてまた定住化政策など、先を見据えた政策が実行される、そういう予算だというふうに認識をいたしました。

確かに、特別委員会では自主財源の問題、そして健康福祉交流館の歳出が大きくなっていく、繰出しが大きくなっていくということが大きな議論となりましたけれども、こうした厳しい中で、積極的な方針とともに、健康福祉交流館については当初から、この事業の継続というのはなかなか大変だというふうにも私も思っていました。今回の議論でも、あるいは昨年来の議論でも、新たな交流館の改修など改善するための努力も議会側からも提起し、そして、そういう方向で審査意見にも盛り込まれました。そういう点で、そうしたことを踏まえて賛成をしたいと思いますし、議員各位の賛同をお願いし、私の討論といたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

それでは、これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和3年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計予算について討論を行います。討論
ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和3年度平泉町下水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和3年度平泉町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第23、議案第23号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案、補正案件1件につきまして説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開きください。

議案第23号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度平泉町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,948万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,948万3,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

議案第23号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、1ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金2,948万2,000円、これは新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増額でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金1,000円、これは財政調整基金繰入金の増額でございます。

歳入合計補正額2,948万3,000円。

次に、歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費2,948万3,000円、これは新型コロナウイルスワクチン接種委託料でございます。

歳出合計補正額2,948万3,000円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時38分

議 長（高橋拓生君）

再開します。

日程第24、同意第1号から日程第28、諮問第2号までの合計5件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案、人事案件5件の説明をさせていただきます。

議案書その3の1ページをお開きください。

同意第1号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉登。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の千葉多嘉男委員が令和3年3月31日をもって定年退職となりますことから、新たに千葉登氏を職員代表委員として選任したいので、議会の同意を求めようとするものでございます。

次に、議案書その3の2ページをお開きください。

同意第2号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、丸山芳広。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の丸山芳広委員が、令和3年3月29日をもって任期満了となりますことから、引き続き丸山芳広氏を委員として選任したいので、同意を求めようとするものでございます。

次に、議案書その3の3ページをお開きください。

同意第3号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、山平功二。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の山平功二委員が令和3年3月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き山平功二氏を教育委員に選任したいので、議会の同意を求めようとするものでございます。

次に、議案書その3の4ページをお開きください。

諮問第1号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、菅原吉紀。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この諮問案件は、現委員の菅原吉紀委員が令和3年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き菅原吉紀氏を委員として推薦したいので、意見を求めるものでございます。

次に、議案書その3の5ページをお開きください。

諮問第2号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、八重樫結花。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この諮問案件は、現委員の三浦英子委員が令和3年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに八重樫結花氏を委員として推薦したいので、意見を求めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決します。

初めに、同意第1号、平泉町懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時44分

議長（高橋拓生君）

再開します。

次に、同意第2号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案に異議のないことを答申することに決定しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、諮問第2号は原案に異議のないことを答申することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時46分

議長(高橋拓生君)

再開します。

日程第29、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

令和3年度中に開催が予定されている各種会議、議員研修会などについては、別紙議員派遣一覧表のとおり派遣することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、令和3年度中に開催が予定されている各種会議、議員研修等については、別紙議員派遣一覧表のとおり決定いたしました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表以外の議員派遣については、そのように取り扱うことに決定いた

しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時50分

議長（高橋拓生君）

再開します。

お諮りします。

発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第1号、国立病院の機能強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

4番、氷室裕史です。

発議第1号。

令和3年3月17日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、同じく真竈光幸、佐藤孝悟、稲葉正、阿部圭二、猪岡須夫。

国立病院の機能強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

国立病院の機能強化を求める意見書（案）。

戦後最悪と言える「COVID-19（以下「新型コロナ」と表記）」の感染拡大によって、感染症対策のみならず日本の医療体制のぜい弱さが浮き彫りとなりました。未だコロナ禍の終息が見えない中、医療従事者は、厳しい人員体制で心身ともに疲弊した状態で休むことなく患者のいのちと向き合っています。

一方で、新型コロナ患者を受け入れることによって、その他疾病の患者の受診・入院が激減す

るなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では受け入れに慎重にならざるを得ない実態があります。

国民のいのちと健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）の診療・研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることに繋がります。

また、新型コロナ蔓延時においては、人工呼吸器やECMO（人工心肺蘇生装置）等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分に出来ませんでした。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分な感染対策も出来ないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥りました。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況はあってはならないことであり、国が責任を持って対策に取り組むことが必要です。

国立病院を機能強化し、憲法25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう以下の事項を強く要望します。

1、コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、国立病院を機能強化すること。

①、国の責任において、国立病院に「新興・再興感染症対策」に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備をすすめること。

②、「大規模災害」等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。

2、国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

3、国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。

以上、地方自治法第99条に基づき提出いたします。

令和3年3月17日、岩手県平泉町議会。

意見書提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

議長（高橋拓生君）

以上で、本定例会3月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって、令和3年平泉町議会定例会3月会議を閉議します。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時56分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 真 籠 光 幸

同 三枚山 光 裕